



令和4年度千葉市こてはし温水プールの管理に関する年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）とコナミスポーツ・イオンディライトグループ（コナミスポーツ株式会社を代表企業とし、イオンディライト株式会社を構成企業とする事業グループを指し、以下「乙」という。）とは、令和3年3月24日付けで甲乙間で締結した千葉市こてはし温水プールの管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）第48条第3項の規定に基づき、令和4年度の事業年度に係る協定を締結する。

（協定の期間）

第1条 本協定の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（指定管理料の額）

第2条 基本協定第48条第1項に規定する指定管理料（以下「年次指定管理料」という。）の額は、161,937,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。1月当たりの指定管理料（以下「月次指定管理料」という。）は、別紙「月次指定管理料」に定める金額とする。

（支払方法）

- 第3条 基本協定第49条に規定する端数の処理については、5月分から翌年3月分までの月次指定管理料は1円未満を切り捨て、4月分の月次指定管理料に残額を合算するものとする。
- 2 基本協定第51条第4項に規定する前払金は、乙の申請により甲の承認を得て、管理業務に必要な経費の前金払を請求することができるものとする。
 - 3 前項の規定により前金払をした場合の月次指定管理料の額は、前条に規定する年次指定管理料から前金払の合計額を差し引いた額を同条の年次指定管理料の額とみなして、第1項の計算方法により月次指定管理料の額を算出するものとする。

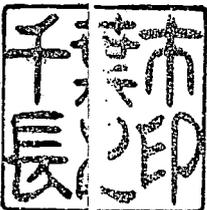
（利益等の還元方法）

第4条 基本協定第72条各項に規定する利益の還元は、乙の発行する納入通知書により指定の期日まで納入するものとする。

（疑義等の決定）

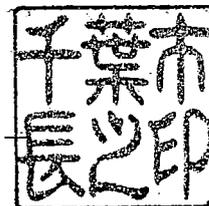
第5条 本協定に疑義が生じたとき及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。



令和4年4月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷 俊



乙 コナミスポーツ・イオンディライトグループ

代表企業

東京都品川区東品川4丁目10番1号
コナミスポーツ株式会社
代表取締役社長 室田 健志



構成企業

東京都千代田区神田錦町1丁目1番1号
イオンディライト株式会社
代表取締役社長 濱田 和成



東京都千代田区神田錦町一丁目1番1
イオンディライト株式会社
代表取締役社長 濱田和成



別紙「月次指定管理料」

年月	金額(消費税及び地方消費税相当額を含む)
令和4年 4月	13,494,750 円
令和4年 5月	13,494,750 円
令和4年 6月	13,494,750 円
令和4年 7月	13,494,750 円
令和4年 8月	13,494,750 円
令和4年 9月	13,494,750 円
令和4年 10月	13,494,750 円
令和4年 11月	13,494,750 円
令和4年 12月	13,494,750 円
令和5年 1月	13,494,750 円
令和5年 2月	13,494,750 円
令和5年 3月	13,494,750 円
合 計	161,937,000 円

